

第3期帯広市中心市街地活性化基本計画(案) 新旧対照表

修正後	修正前
<p>【P37】</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>〔5〕第2期帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み</p> <p>Ⅲ 具体的事業の実績</p> <p>4) 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項</p> <p>街なかコミュニティ・ホテル事業は、認定と連携した特例措置のひとつである、経済産業省の<u>中心市街地再生事業費補助金等</u>を活用し、廃業したホテルにリノベーションを施し、平成27年度に完成、開業した。</p>	<p>【P37】</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>〔5〕第2期帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み</p> <p>Ⅲ 具体的事業の実績</p> <p>4) 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項</p> <p>街なかコミュニティ・ホテル事業は、認定と連携した特例措置のひとつである、経済産業省の<u>中心市街地再興戦略事業費補助金</u>を活用し、廃業したホテルにリノベーションを施し、平成27年度に完成、開業した。</p>
<p>【P100】</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項</p> <p>《十勝地域全体を視野に入れた事業による周辺自治体への波及効果》</p> <p>本事業は、第2期認定計画で経済産業省の<u>中心市街地再生事業費補助金等</u>を活用して整備した「コミュニティ・ホテル」を拠点として展開する馬車BARや十勝のコアな魅力発信事業などの取り組みである。</p>	<p>【P100】</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項</p> <p>《十勝地域全体を視野に入れた事業による周辺自治体への波及効果》</p> <p>本事業は、第2期認定計画で経済産業省の<u>中心市街地再興戦略事業費補助金</u>を活用して整備した「コミュニティ・ホテル」を拠点として展開する馬車BARや十勝のコアな魅力発信事業などの取り組みである。</p>

【P102】

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： とちまちマルシェ事業</p> <p>内容： 中心市街地において食と音楽のイベントを開催する事業</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～</p>	とちまちマルシェ運営協議会	<p>JR 帯広駅周辺を会場として、十勝地域最大の食と音楽のイベントを開催する事業である。</p> <p>十勝産食材にこだわった料理、スイーツなど、食の王国「十勝」の魅力をアピールし、十勝管内のみならず、域外の観光客による交流人口の増加も図るものである。</p> <p>地域資源を活用したイベントにより、例年 10 万人程度の来場者を集めている。</p> <p><u>本事業に参加した十勝地域の各店舗へ訪れるリピーターが生まれることで、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体の商業の活性化につながるとの波及効果も期待される。</u></p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	区域内

【P102】

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： とちまちマルシェ事業</p> <p>内容： 中心市街地において食と音楽のイベントを開催する事業</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～</p>	とちまちマルシェ運営協議会	<p>JR 帯広駅周辺を会場として、十勝地域最大の食と音楽のイベントを開催する事業である。</p> <p>十勝産食材にこだわった料理、スイーツなど、食の王国「十勝」の魅力をアピールし、十勝管内のみならず、域外の観光客による交流人口の増加も図るものである。</p> <p>地域資源を活用したイベントにより、例年 10 万人程度の来場者を集めており、<u>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</u></p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	区域内

【P107】

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： トカチコネクション</p> <p>内容： 起業家がつながる拠点にて、適切な助言・指針を与えることができる外部人材が起業家に対し、アドバイスを行う事業</p> <p>実施時期： 平成 28 年度～</p>	<p>公益財団法人とかち財団</p>	<p>分野ごとに適切な助言・指針を与えることができるスキル・ノウハウを保有する外部人材が、十勝地域における起業家に対し、各々の事業段階に応じたアドバイスを行い、創業・起業後間もない事業を前進させる取り組みである。</p> <p>帯広市中心市街地では、令和元年度から、起業家がつながる拠点（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）にて、事業を実施している。</p> <p>起業家が帯広市中心市街地に集まり、事業内容を磨き上げ、事業の推進を図ることで、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体の商業の活性化につながるのと波及効果が期待される。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわい創出に加え、商業活性化の観点からも、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： <u>地方創生推進交付金</u></p> <p>実施時期： <u>令和 2 年度</u></p>	

【P117】

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： トカチコネクション</p> <p>内容： 起業家がつながる拠点にて、適切な助言・指針を与えることができる外部人材が起業家に対し、アドバイスを行う事業</p> <p>実施時期： 平成 28 年度～</p>	<p>公益財団法人とかち財団</p>	<p>分野ごとに適切な助言・指針を与えることができるスキル・ノウハウを保有する外部人材が、十勝地域における起業家に対し、各々の事業段階に応じたアドバイスを行い、創業・起業後間もない事業を前進させる取り組みである。</p> <p>帯広市中心市街地では、令和元年度から、起業家がつながる拠点（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）にて、事業を実施している。</p> <p>起業家が帯広市中心市街地に集まり、事業内容を磨き上げ、事業の推進を図ることで、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体の商業の活性化につながるのと波及効果が期待される。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわい創出に加え、商業活性化の観点からも、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

(補足説明) 「(4) 国の支援がないその他の事業」から「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業」へ、記載箇所移動

【P114】

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： コミュニティ・ホテルを活用した来街促進事業</p> <p>内容： 第2期計画で整備したリノベーションホテルにて、イベントなどを開催し、来街を促す事業</p> <p>実施時期： 平成27年度～</p>	<p>十勝シティデザイン株式会社</p>	<p>第2期計画で経済産業省の中心市街地再生事業費補助金等<sup>二</sup>を活用して整備したリノベーションホテル（以下「コミュニティ・ホテル」という。）1階部分にて、地元産大麦を原料とするクラフトビールの開発・販売や、音楽・トーク・映画上映などの各種イベントを行う事業である。これにより、ホテル利用者のみならず、地元住民も含めた広い利用がなされ、来街が促進される。 中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

【P113】

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： コミュニティ・ホテルを活用した来街促進事業</p> <p>内容： 第2期計画で整備したリノベーションホテルにて、イベントなどを開催し、来街を促す事業</p> <p>実施時期： 平成27年度～</p>	<p>十勝シティデザイン株式会社</p>	<p>第2期計画で経済産業省の中心市街地再興戦略事業費補助金<sup>二</sup>を活用して整備したリノベーションホテル（以下「コミュニティ・ホテル」という。）1階部分にて、地元産大麦を原料とするクラフトビールの開発・販売や、音楽・トーク・映画上映などの各種イベントを行う事業である。これにより、ホテル利用者のみならず、地元住民も含めた広い利用がなされ、来街が促進される。 中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

【P131】

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

凡例	
■	4に位置付けている事業
◆	5に位置付けている事業
◎	6に位置付けている事業
○	7に位置付けている事業
▲	8に位置付けている事業

【P131】

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

凡例	
■	第4章に位置付けている事業
◆	第5章に位置付けている事業
◎	第6章に位置付けている事業
○	第7章に位置付けている事業
▲	第8章に位置付けている事業

【P132～P133】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(2) 庁内の連携調整等

《第3期計画の策定に向けた経過》

・令和元年11月25日～令和元年12月24日 パブリックコメントの実施

・令和元年12月26日 企画調整監会議

「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について」

・令和2年1月7日 全体庁議

「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について」

【P132】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(2) 庁内の連携調整等

《第3期計画の策定に向けた経過》

・令和元年11月25日～令和元年12月24日 パブリックコメントの実施  
(予定)

・令和元年12月 企画調整監会議 (予定)

「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（案）について」

・令和2年1月 全体庁議 (予定)

「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（案）について」

【P133】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(3) 市議会における審議

・令和2年1月17日 産業経済委員会

「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について」

【P133】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(3) 市議会における審議

・令和2年1月 産業経済委員会 (予定)

「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（案）について」

【P134】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

協議会の構成員

帯広商工会議所 副会頭	所 紀夫
-------------	------

帯広商工会議所 商業委員長	藤森 裕康
---------------	-------

【P134】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

協議会の構成員

帯広商工会議所 副会頭	梶原 雅仁
-------------	-------

帯広商工会議所 商業委員長	所 紀夫
---------------	------

【P135】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

協議会の開催経過

- ・令和元年11月27日 第3期計画の原案について
- ・令和元年12月16日 意見書のとりまとめ

【P135】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

協議会の開催経過

- ・令和元年11月27日 第3期計画の原案について(予定)
- ・令和元年12月19日 意見書のとりまとめ(予定)

【P136～138】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会による意見書（令和元年12月25日）

令和元年12月25日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市中心市街地活性化協議会

会長 秋元 和夫

第3期帯広市中心市街地活性化基本計画に対する意見書の提出について

令和元年12月11日付帯商第366号により請問のありました第3期帯広市中心市街地活性化基本計画に対し、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、次の通り意見書を提出します。

第3期帯広市中心市街地活性化基本計画に対する意見書

帯広市の中心市街地は、JR根室本線の帯広駅、リニューアルした帯広駅前バスターミナルを中心に、帯広市はもとより十勝圏全域と道内各地を繋ぐ交通の要衝としての重要な役割を果たしており、整備が進むとちか帯広空港の利用者を道外から迎え入れる「十勝の正面玄関」としての機能も担っています。また、農業や食産業を基幹産業とする十勝ならではの飲食店が軒を連ねており、これが地元百貨店や特色ある専門店の立地、食の大型イベントや夏季週末のホコテンの実施・定着などと相俟って、市民や十勝圏外からの旅行者の楽しみや利便性を供しています。これらに加え、国の出先機関や市役所、医療機関、産業・経済団体、民間企業や金融機関などが集積しているうえ、最近ではまちなか居住の増加等に資する大規模再開発事業も動き出しており、都市機能の一層の充実が図られようとしています。

平成24年に策定された第2期帯広市中心市街地活性化基本計画においては、5か年計画とその後の市独自の延長計画を含めて計7年に亘り、当協議会が市民各層と懇談を重ね、中心市街地の課題を多面的に掘り起こしてまいりました。そして、明らかになった課題については関係者それぞれにより着手できるものから順次解決策が講じられたほか、第1期計画で未実現となったハード事業や時代の潮流を捉えた新規事業については実施主体それぞれに実現に向けてご尽力いただくなど、計画の目標達成に向けて官民を挙げ精力的に取り組んでまいりました。もともと、車社会の進展や住宅地の拡散、大型商業施設の郊外立地などの社会システムの変容に、人口減少という地域社会の構造問題の深刻化も加わって、充実が図られてきた都市機能が十分に発揮される状況には至っておりません。また、今後大きな展開が期待できる事業構想も生まれてきているところではありますが、計画期間中に目に見える成果を十分に勝ち取るまでには至っていないというのが実情です。

以上のことから、当協議会といたしましては、これまでの2期12年の取り組みは帯広市中心市街地活性化にとって大きな意義を有するものであったと評価し、第3期計画についても官民一体となって継続的かつ強力で推進していくことが重要かつ不可欠であると考えます。そうした認識のもと、当協議会は計画の具体的内容に関し、以下のとおり意見書を提出いたします。

【P136】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会による意見書（令和 年 月 日）

中心市街地活性化協議会から提出され次第、記載

### 1. 基本方針：現状と課題を的確に捉えた方向性は妥当なもの

第3期計画では、「十勝圏の中核都市にふさわしい、魅力とにぎわいにあふれるまち」を中心市街地の目指す姿とし、その実現のために「魅力にあふれ訪れたいまちなかの形成」と「快適で住みたくまちなかの形成」の二つの基本方針を掲げています。こうした中心市街地の目指す姿の捉え方、基本方針の方向性は、本市の現状と課題を的確に捉えた結果であり、妥当なものと考えます。

### 2. 目標設定：「平日昼間の来街者を増やす」は意欲的、ただデータ収集方法の工夫につき検討を

中心市街地の目標については、上記の基本方針を受け、

①平日昼間を中心とした来街者を増やす、

②まちなか居住者を増やす

という二つの目標を設定しておられます。

このうち、特に①については、第2期計画の延長期間を含む12年に亘る取り組みの結果、依然として大きな課題として残る「平日昼間」に焦点を当て、中心市街地に残された課題を真正面から捉えた意欲的な目標であると評価します。ただ、こうした取り組みの成果をよりの確にかつ正確に把握するためには、ICT等を活用するなどしたデータ収集方法の工夫も必要となりますので、この点につき検討いただきたいと考えます。

### 3. 個別事業：連携によるシナジー発揮を期待、今後具体化した新たな事業は計画に追加を

第3期計画では、継続事業に加え、来街者を増やすための新たな事業が生まれ、目標の達成に向けた積極的な姿勢が見られます。

「コミュニティ・ホテルを活用した来街促進事業」は、今後様々な取り組みへの拡張性、発展性、そして波及効果が見込まれます。周辺の商店や商店街とともに積極的に広がりをもたせていただくよう期待します。「起業家がつながる拠点運営事業」などの事業についても、地方創生にも資する起業・創業を志す若者を呼び込む仕掛けとして期待します。周辺の商店と連携して様々な形の新事業が生み出される可能性を感じます。

また、本地域においては生活の手段として自家用自動車の所有がいわば必須となっておりますが、国内では高齢化に伴い自動車運転免許の返納が進み、若者の免許取得意欲が減退してきている状況を踏まえ、自家用自動車から公共的な移動手段に転換していくための準備に早期に取り組んでいく必要があります。これまでの公共交通を活用し、中心市街地に人を呼び込むことを意図した「あいのりバス・タクシー事業」「買物共通バス券事業」などの継続事業をヒントに、帯広らしいMaaSのあり方を検討していくことが今後ますます重要なテーマになることが予想されますので、事業が具体化した場合は官民協力のもと計画に積極的に追加していくことを期待します。

中心市街地の小売業界をリードする立場にもある藤丸百貨店の「百貨店活性化事業」については真に実効性のあるものとするよう、継続的に取り組んでいくことを求めたいと思います。また、帯広市商店街振興組合連合会、帯広商工会議所が周到な準備を重ね、本年実施にこぎつけた「まちゼミ in おびひろ」が第3期計画期間においても継続実施されることは大きく評価したいと思います。帯広商工会議所が本年スタートさせた「帯広まちなか『商』学校事業」は、空き店舗対策とともに、会議所が持つ経営指導力を発揮し新規出店者をささえるという取り組みであり、空き店



舗の家主の理解や協力を得て、今後複数店舗に拡大していくことを期待します。

まちなか居住を増やす取り組みは、人口減少のなか、将来のコンパクトシティ形成につながる重要な施策ですので、中心市街地における「空家等対策支援事業」などについては、当該事業がにぎわいづくりや定住促進につながる場合には特例的な措置（許認可の緩和等）を講じられないか、行政として研究していただきたいと考えます。

いずれにしても、これらの事業は第3期計画のスタート時点での内容であり、計画が動き出した後においても、引き続き市民の声を吸い上げながら新たな課題を掘り下げたりアイデアを募ったりして、MaaSのみならず新たな事業を具体化させ、必要に応じて速やかに計画に追加していくことが重要であろうと考えます。また、それぞれの事業が相互に刺激しあい、調和し、連動し、高め合いながら、中心市街地の活性化に向けてシナジーを発揮できるよう、事業実施主体それぞれがしっかりと意識していくことが必要と考えます。

#### **4. 協議会組織：市民ニーズの吸い上げ、事業者の連帯感の醸成、人材育成の場などとして活用を**

第1期計画策定の際に設置した本協議会は、平成24年度にそれまでの26人の構成員数を13人に減員いたしました。13人の委員の大半は、現にまちなか活性化に取り組んでいるプレイヤーであり、協議会においても質が高く極めて奥深い議論が交わされています。また、第2期計画から実施している「まちなか活性化懇談会」事業においては、学生や女性起業家などとの忌憚のない意見の交換を積み重ね、障がい者用トイレがバスターミナルに整備されたり、免税店やWi-Fiなどのインバウンド対応が進んだり、広小路商店街の空き店舗を商工会議所が活用して実践的な人材育成を行ったりと、中心市街地の課題への極めて有意義な解決策が講じられてきています。

第3期計画においても、協議会を単なる協議機関に留め置くことなく、市民ニーズの吸い上げの場、事業者の責任感や連帯感の醸成の場、次代を担う若者の育成の場などとして活用していただきたいと思えます。

#### **5. 市への期待：個店の自助努力だけでは対応困難、引き続き必要に応じてリーダーシップ発揮を**

計画策定にあたっては、各方面との調整もあり、多大な労力を要したことと思えます。しかし、計画は策定することそれ自体が目的ではありません。計画に掲げた目標を達成するため、事業を確実かつ着実に推進していくことこそが重要です。その際、当初掲げた事業のみに固執することなく、環境変化に応じた柔軟な対応を求めたいと思えますし、事業の推進に必要な環境・条件整備についても十分な配慮を求めていきたいと思えます。

もとより中心市街地の活性化は個々の商店の経営・営業努力が出发点ではありますが、人口減少、高齢化が進展するもとではこうした当事者の自助努力だけでは対応困難な状況に立ち入っています。他地域の事例も参考にされ、引き続き必要に応じて行政、首長のリーダーシップを発揮していただきますよう、末筆ながらあらためてお願い申し上げます。

【P144】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

○パブリックコメントの実施

本計画策定にあたり、広く市民の声を把握し計画に取り入れるため、令和元年11月25日から同年12月24日まで、パブリックコメントを実施したところ、2人から11件の意見が寄せられた。

【P142】

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

○パブリックコメントの実施

本計画策定にあたり、広く市民の声を把握し計画に取り入れるため、令和元年11月25日から同年12月24日まで、パブリックコメントを実施する予定である。

パブリックコメント実施後、パブリックコメントの結果について、記載する。

【P155】

12. 認定基準に適合していることの説明

認定の手續	申請に先立ち、帯広市中心市街地活性化協議会において協議を行っており、 <u>令和元年12月25日付け</u> で意見書の提出を受けている（「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載）。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【P153】

12. 認定基準に適合していることの説明

認定の手續	申請に先立ち、帯広市中心市街地活性化協議会において協議を行っており、令和 年 月 日付けで意見書の提出を受けている（「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載）。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------